

令和4年度 訪問看護推進事業委託仕様書

1 事業目的

在宅医療を支える訪問看護を推進するため、看護職員に対して訪問看護の実践に必要な知識・技術を習得させ、訪問看護を担う人材の育成・確保及び看護の質向上を図ることを目的とする。

2 委託業務

訪問看護師養成講習会、精神科訪問看護研修及び訪問看護ハラスメント研修の実施

(1) 実施内容

1) 訪問看護師養成講習会

ア 目的

訪問看護に必要な基本的知識・技術を習得し、質の高い看護サービスの提供により、持続的な在宅での療養生活を支援できる看護職員を育成するための研修を企画・立案し、実施する

イ 事業内容

・実施方法、実施期間

訪問看護に関心のある看護職（訪問看護従事予定者、医療機関の看護職等）や訪問看護に従事している者を対象として、次の①～③の組み合わせによる講習会を開催する。

① eラーニング（日本訪問看護財団）による学習

② 集合研修による講義・演習（4日間）

③ 訪問看護ステーションでの実習（3日間）

※多くの受講者が参加可能な日程に配慮すること。

・実施内容

講義・演習内容に関しては、訪問看護で必要となる看護行為（がん看護、小児看護、褥瘡・排泄ケア、緩和ケア、摂食・嚥下障害への看護、ターミナルケア、認知症看護等）と、地域包括ケアシステムに対する理解を深める講義を含むこと。

実習先に関しては、受講内容が実践でき技術の定着につながるような事業所を選定すること。

・実施体制

研修責任者及び担当者は、地域医療や訪問看護に関する知識を有する者であること。

・定員

30名程度

※研修会場の収容人数超過により受講環境が悪化すること、受講者に対する支援体制が不十分となること等の不利益が受講者に発生しないと判断され、かつ講師の許可を得た場合、上記定員の超過を認める。

2) 精神科訪問看護研修

ア 目的

精神疾患の患者やその家族の地域生活を支え、在宅での療養生活が可能となる基本的知識・技術を習得させ、質の高い看護サービスを提供できる看護職員を育成する研修を企画・立案し、実施する。

イ 事業内容

・実施方法、実施期間

訪問看護に従事している者や精神科訪問看護に関心のある医療機関の看護職等を対象として、研修会を開催する。

集合研修による講義・演習（３日間 ２０時間以上） × ２回

※多くの受講者が参加可能な日程に配慮すること。

・実施内容

精神科訪問看護基礎算定療養費の算定条件である２０時間以上の研修時間を確保し、精神保健福祉の現状と制度、地域包括ケアシステム、家族支援、精神疾患と治療、対人関係援助等の内容を行うこと。

・実施体制

研修責任者及び担当者は、精神科訪問看護に関する知識を有する者であること。

・定員

各回４０名程度

※研修会場の収容人数超過により受講環境が悪化すること、受講者に対する支援体制が不十分となること等の不利益が受講者に発生しないと判断され、かつ講師の許可を得た場合、上記定員の超過を認める。

３）訪問看護ハラスメント研修

ア 目的

訪問看護の進展に伴い増加する暴力・ハラスメント事故は本人の予期せぬところで発生するため、危険予知能力の習得が必要。能力開発研修を実施し、マニュアルを作成することで、離職防止へとつなげる。

イ 事業内容

・実施方法、実施期間

① 経験の浅い訪問看護師や訪問看護ステーション管理者を対象として、次の講習会を開催する。

a 職員向け研修（危険予知訓練）（２日間）

b 管理者向け研修（従業員が被害に直面した際の対応やケア）（１日間）

※多くの受講者が参加可能な日程に配慮すること。

② 奈良県版マニュアルを作成し、事業者へ幅広く周知することで県全体の対策能力を底上げする。

・実施内容

研修に関しては、暴力・ハラスメントに対する正しい知識を身につけ、安全が脅かされる危険性の判断と被害に直面した際の対応方法、従業員へのケアに関する内容を含むこと。

マニュアル作成については、暴力・ハラスメントへの対策能力の向上につながる内容とすること。

・**実施体制**

研修責任者及び担当者は、訪問看護現場における暴力・ハラスメントの実態に関する知識を有する者であること。

・**定員**

各日50名程度

※研修会場の収容人数超過により受講環境が悪化すること、受講者に対する支援体制が不十分となること等の不利益が受講者に発生しないと判断され、かつ講師の許可を得た場合、上記定員の超過を認める。

(2) 受講環境等及び感染防止対策

- ・講習期間中、専用に利用できる教室を確保すること。
- ・グループワークをするための部屋（演習室）の確保に努めること。
- ・教室等は採光、換気等が適当であり、受講者数に応じた面積を確保するなど、学習環境について配慮すること。
- ・研修開催にあたっては、会場、受講者、講師・職員について、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等、基本的な感染防止対策を講じること。
- ・感染拡大状況によっては、オンラインによる研修も可とする。

(3) 打合せ協議の実施及び議事録の作成

本事業の受託者は、本事業の円滑な進捗を図るため、奈良県担当者と協議しながら作業を進め、打合せ協議があった場合は、当該内容について議事録を作成し、奈良県の確認を受けなければならない。

(4) その他

- ・本委託事業の実施に必要な経費が委託料を上回ることが見込まれる場合に限り、奈良県に協議の上、あらかじめ参加費を設定し、受講者から徴収して事業費に充当することができる。
- ・(1) 1) の研修担当者は、受講者全員が研修を修了することができるよう、支援を行うよう努めるものとする。
- ・(1) 1) イ①のeラーニングについては、日本訪問看護財団への受講手続き等、必要な調整業務を行うこと。なお、原則、委託料より当該eラーニングの受講料を支払うものとする。
- ・(1) 2) のテキストについては、内容を近畿厚生局奈良事務所と事前協議し、研修時は冊子で受講者に配布できるようにすること。
- ・研修実施後は、受講者の意見等を把握し、研修内容・運営方法等の評価を行い、成果物と

して実績報告書を奈良県に提出すること。

3 委託期間

契約日～令和5年3月31日

4 委託料

3, 553千円（うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）を上限とする。

内訳ごとの上限額）	訪問看護師養成講習会	1, 129千円
	精神科訪問看護研修	1, 424千円
	訪問看護ハラスメント研修	1, 000千円

なお、当該事業に要した経費の実支出額と上限額とのいずれか低い額を受託者に支払うものとする。

5 留意事項

（1）委託者は、業務の運営上取り扱う個人情報、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。

また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

（2）奈良県は、業務実施過程で仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。

（3）本業務により得られた成果は、奈良県に帰属するものとする。奈良県は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

（4）委託事業の成果物等の第三者への提供や内容の転載及び研究目的の使用について、受託者は奈良県に協議し了解を得た場合に行うことができる。

（5）受託者は業務の一部を委託することができるが、その場合は、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、奈良県の了解を得なければならない。

（6）契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受託者の負担とする。

（7）この業務の実施にあたって疑義が生じた場合には、奈良県と受託者が協議して定めるものとし、この協議が調わないときは、奈良県の決定するところによるものとする。

（8）受託した業務がすべて完了した時点をもって、直ちにすべてのデータ等を破棄、処分し、一切の内容に関する記録を残してはならない。

（9）（1）～（8）の事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合がある。

（10）新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、感染症対策等を考慮し、委託事業の中止、委託内容の変更、それらに伴う契約額の変更を行う場合がある。